

通報訓練の実施要領

| 実 施 項 目 | 実 施 内 容 |
|------------|---|
| 想 定 | (1) 火災、救助、救急等の災害種別を決める。 (2) 発生場所、燃焼物、延焼範囲等災害の程度を決める。 (3) けが人、避難を要する者の数を決める。 |
| 1 発生時の措置 | (1) その場で災害の発生を周囲の者に知らせる。 (2) 火災の場合、非常ベルの起動装置、自動火災報知設備の発信機等を押す。 (3) 防災センター、自衛消防隊長等に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。 |
| 2 消防機関への通報 | (1) 消防機関へ通報する。 (通報内容) ・ 災害の種別 ・ 防火対象物の所在 ・ 防火対象物及び事業所の名称、目標 ・ 災害の発生場所、燃焼物 ・ けが人、避難を要する者の有無 (2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 ・ 内線電話、加入電話 ・ 内線電話相互 ・ 訓練用通報装置 ・ 火災通報装置 (3) 119 番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。 |
| 3 館内への連絡 | (1) 館内の自衛消防隊員に災害の発生場所、程度の状況を連絡する。 ・ 必要により現場確認後の前と後の情報に区分する。 ・ 必要により暗号、隠語を使用する。 (2) 連絡、伝達には次の装置を使用する。 ・ メガホン、携帯用拡声器 ・ 放送設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 業務用放送設備、インターホン ・ 内線電話 |